

交通被災遺児就学奨励費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、交通事故により、父若しくは母又はこれに代わる親族で主たる家計支持者を失った県内の保育所又は学校に在籍する幼児・児童又は生徒に奨学金等を給付し、これらの者が突然に負わなければならなくなった事態に対し、経済的援助とともに精神的支援をすることを目的として、(財)山梨みどり奨学会が実施する事業に対し、補助金を交付するものとする。
- 2 この補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象経費及び補助金額)

- 第2条 補助金の対象経費は、(財)山梨みどり奨学会が実施する奨学金等給付事業及び事業実施に伴う管理に要する経費とし、補助金の額は予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 (財)山梨みどり奨学会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに教育長に提出するものとする。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款等その他資料

(補助金の交付決定及び交付)

- 第4条 教育長は、前項の規定に基づく補助金の申請があったときは、当該申請を審査し、内容が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。
- この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めるときは概算払いにより交付することができる。
- 2 概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第2号様式)を教育長に提出するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第5条 事業を中止または廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業変更の承認)

- 第6条 事業を変更しようとするときは、事業変更承認申請書(第4号様式)を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業に要する経費の配分の変更が20%以内であるときは、この限りでない。

(実績報告)

- 第7条 (財)山梨みどり奨学会は、事業完了後1か月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 教育長は前条の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 (財)山梨みどり奨学会は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

(第1号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会
教育長 殿

(財)山梨みどり奨学会
会 長 印

平成 年度交通被災遺児就学奨励費補助金交付申請書

このことについて、交通被災遺児就学奨励費補助金交付要綱第3条に基づき、次のとおり補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1)事業計画書
 - (2)収支予算書
 - (3)定款等その他資料

(第2号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会
教育長 殿

(財)山梨みどり奨学会
会 長 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け第 - 号で交付決定された平成 年度交通被災遺
児就学奨励費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決 定額	既概算交付額	差 引 額 (-)	今回概算請求 額	備 考

3 概算払請求の理由

4 振込先口座名 振込先銀行名 _____
預金種別 (当座・普通)
口座番号 _____
口座名 _____

(第3号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会
教育長 殿

(財)山梨みどり奨学会
会 長 印

平成 年度交通被災遺児就学奨励費補助金事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 - 号で交付決定通知のありましたこの事業について
次の理由により中止(廃止)したいので承認願います。

1 中止(廃止)の理由

(第4号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会
教育長 殿

(財)山梨みどり奨学会
会 長 印

平成 年度交通被災遺児就学奨励費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 - 号で交付決定通知のありましたこの事業について
次のとおり変更したいので承認願います。

1 変更理由

2 変更内容

3 補助金額

変更前

変更後

(第5号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会
教育長 殿

(財)山梨みどり奨学会
会 長 印

平成 年度交通被災遺児就学奨励費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 - 号で交付決定された平成 年度交通被災遺児就学奨励費補助金について、次のとおり報告いたします。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1)事業報告書 | | |
| | (2)収支決算書 | | |